平成２６年（フ）第２８６号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所3039番地５
債務者　古賀　竜巳
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　和代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３３５号
北海道旭川市高砂台１丁目　旭川高砂台病院、住民票上の住所北海道旭川市高砂台１丁目２番26号　コーポ高砂台101号室
債務者　佐々木勝之
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松ヶ瀬雄太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月11日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８５１号
名古屋市中村区本陣通３丁目45番地の３　美津乃マンション203号
債務者　長廻　悌子
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花木　淳美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９１０号
堺市中区土塔町2326番地16、前住所堺市東区草尾90番地４　サンモール田中302号
債務者　中前電気工事こと　中前　和則
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩田千恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９１１号
堺市中区土塔町2326番地16、前住所堺市東区草尾90番地４　サンモール田中302号
債務者　中前　美鈴
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩田千恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５５６号
兵庫県宝塚市仁川台275番地の２
債務者　清水　　弘
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　丹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７５７号
札幌市白石区栄通21丁目７番12号　カーメルハウス栄通202号
債務者　工藤　哲幹
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野谷　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７８９号
名古屋市緑区太子３丁目20番地　ニューコーポ太子101号
債務者　松井　久伸
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼頭　容子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１４０号
京都市左京区一乗寺松原町135番地１
債務者　今西　照枝
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茶木真理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３１号
山口県下松市星が丘１丁目５番17号
債務者　宮崎　伸一
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　寛志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１５０３号
札幌市厚別区厚別中央２条４丁目２番23―501号
債務者　高橋　　瞳
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５６１号
札幌市西区西野７条３丁目１番17号　プラザM―２号
債務者　鈴木みゆき
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７２９号
札幌市西区平和２条10丁目６番13号
債務者　大桐一二三
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７４８号
札幌市東区北34条東19丁目３番８―202号
債務者　清水　理士
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７５２号
札幌市中央区南14条西18丁目１番28号
債務者　久保田寛海
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７６３号
札幌市東区北13条東12丁目４番18号　アークコート東区役所前Ⅰ202号
債務者　七田　　博
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７６５号
札幌市西区西野６条６丁目10番14号　ローザニア201号
債務者　海野　裕美（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部